

MSR-22-011 補足資料-2

2022年4月1日

三菱原子燃料株式会社

設工認“変更内容”の記載内容に関する総点検

－設工認変更が必要な項目について－

【設工認変更不要の理由について】

注：黒線四角囲み部分は商業機密を含むため非公開

設工認変更不要の理由について

1. はじめに

「分析設備関連 施工に関する調査状況について」(MSR-22-006 2022年2月14日)において、実機の工事状態と設工認申請書、使事検状況と異なる事例が認められている。このことを踏まえ、当社において、他設備・建物においても同様の事例がないか、総点検を実施した。このうち、設工認申請書を変更すべき項目について抽出したが、それ以外の項目に対し、設工認変更不要の理由について整理した。

2. 整理結果について

整理結果を設備に対して補足 2-1 に、建物に対して補足 2-2 に示す。

主要な理由を表 1 に示す。表 1 の理由 No. は補足 2-1, 2-2 に合わせて示す。

表 1 設工認不要の項目、事例、理由説明

理由 No.	項目	事例	理由説明
1	「定期的な交換」や「工事に伴う交換」があるもの	パネル、ポンプ、取付ボルトなど	定期的な交換を行う汎用部材、機器等は、一般産業用工業品として解釈でき、設工認の変更内容には記載しない。
2	「盛替え時」に交換したもの	配管、アンカー	盛替えに伴う交換は、元の形状（機能）に復旧するものであり、設工認の変更内容には影響しない。
3	設工認の変更内容で「読み取れる」もの	ペレット構内運搬容器 高性能エアフィルタ架台	設工認の変更内容に記載している内容で読み取れる。
4	追加検査が必要だが設工認に影響しないもの	建物の扉、壁など 一時撤去/復旧した火災感知設備	使事検の追加検査が必要であるが、設工認の記載には影響しないもの。
5	使事検、設工認とも影響のないもの	転換工場追設屋根 (ガルバリウム鋼板)	設工認の記載内容通りに施工され、使事検も実施されており、問題ない。
6	再施工により設工認どおりとするもの	ICP 発光分光分析装置の拘束金具 (L型鋼)	再施工により設工認との整合を図る。

以上

設工認“変更内容”の記載内容に関する総点検 設工認変更不要案件

【設備】

(補足2-1)

No.	分類	安全機能番号	機器名	変更区分	抽出案件内容	設工認を変更しない理由等について	理由No.	現在の検査状況	検査上の対応策	添付番号(代表事例)
1	分析設備	909	試料回収ボックス	改造	上部パネルの側面のパネル交換にあわせて老朽化していた背面のパネルも更新している。 なお、パネルの使事検は“改造扱い”で実施している。	パネルについては、樹脂製であり汚れなどの劣化が進むため、定期的に交換するものであることから、一般産業用工業品として解釈し、今後も設工認の変更内容には記載しない	1	改造扱い	交換していない前面パネルを既設で再検査	
2	〃	907	ICP 発光分光分析装置	変更なし	設工認申請時においては拘束金具(L型鋼)の厚みは□とする計画であったが、詳細設計段階で見直され、厚さ□のL型鋼が施工されている。	再施工により設工認の機器図のL型鋼の厚みを□に修正するため、設工認に影響しない。	6	既設扱い	修正後の仕様で再検査	
3	核的制限値の設定に伴う更新	578	ベレット構内運搬容器	改造	核的制限値の設定に伴い運搬容器を更新している。 使事検は“既設扱い”で実施している。	核的制限値(厚み制限)を満たす運搬容器となるように改造したものである。この改造は、核的制限値の設定に伴う改造で読み取れる。	3	既設扱い	既設→改造として再検査	添付1
4	部分更新(配管・ダクト)	214,221,227, 231,712	配管	改造	一時撤去復旧に伴い一部の配管等を更新している。 使事検は“既設扱い”で実施している。	盛替えに伴い、一部の配管を交換しているが、元の形状(機能)に復旧するものであり、設工認の変更内容には影響しない。	2	既設扱い	既設→改造として再検査	
5	〃	278, 341, 422	配管	改造						
6	〃	614, 615, 616, 622, 623, 628, 629, 646, 647, 648, 650, 651	給気ダクト・ダンパ、排気ダクト・ダンパ	改造						添付2
7	〃	828	エアスニフア	改造						
8	部分更新(ポンプ)	29	UO2F2貯槽	改造	老朽化等に伴いポンプを更新している。 使事検は“既設扱い”で実施している。	ポンプについては、老朽化にともない交換するものであることから、一般産業用工業品であると解釈し、設工認の変更内容には記載しない。	1	既設扱い	既設→改造として再検査	
9	〃	35	液受槽	改造						
10	〃	37	調液貯槽	改造						
11	〃	45	熟成槽	改造						
12	〃	50	洗浄槽	改造						
13	〃	60	濃縮液受槽	改造						
14	〃	65	再生液貯槽	改造						
15	〃	225	遠心分離機	改造						
16	〃	254	洗浄液受槽(1)	改造						
17	〃	259	洗浄残渣沈殿槽	改造						添付3
18	〃	263	液受槽	改造						
19	〃	721	混合槽	改造				既設及び改造		
20	〃	723	集水槽(チェック)	改造				既設扱い		
21	部分更新(シュート部)	54	遠心分離機(固液分離用)	改造	{54} 固液分離設備 遠心分離機(固液分離用)、{225} ウラン回収設備(第2系列) 遠心分離機の改造にあわせて老朽化していたシュート部も更新している。使事検は“既設扱い”で実施している。	シュート部については、本体改造の際に、一時撤去したが、復旧の際新品に交換した。配管工事の一環として読み取れることから、設工認の変更内容には影響しない。	3	既設扱い	既設→改造として再検査	添付4
22	〃	225	遠心分離機	改造						
23	部分更新(パネル)	124	フードボックス(粉碎機)	改造	{124} 粉碎機、{193} 解砕機、{198} 仮焼炉、{804} ドラム缶用廃棄物プレス、{808} 分別・解体フードの改造に伴い老朽化していたパネルも更新している。使事検は“既設扱い”で実施している。	パネルについては、樹脂製であり汚れなどの劣化が進むため、定期的に交換するものであることから、一般産業用工業品として解釈し、今後も設工認の変更内容には記載しない	1	既設扱い	既設→改造として再検査	
24	〃	193	解砕機	改造						
25	〃	198	仮焼炉	改造						
26	〃	804	ドラム缶用廃棄物プレス	改造						添付5
27	〃	808	分別・解体フード	改造						
28	部分更新(架台)	611, 643,669,696	高性能エアフィルタ	改造	金属カバーの施工に伴い、施工に必要なものは、高性能エアフィルタの架台もあわせて更新している。使事検は“既設扱い”で実施している。	金属カバーの設置のため架台側も改造したものであり、金属カバーの改造の一環として設工認の変更内容には影響しない。	3	既設扱い	既設→改造として再検査	添付6

設工認“変更内容”の記載内容に関する総点検 設工認変更不要案件

【設備】

(補足2-1)

No.	分類	安全機能番号	機器名	変更区分	抽出案件内容	設工認を変更しない理由等について	理由No.	現在の検査状況	検査上の対応策	添付番号(代表事例)
29	部分更新(ホイスト)	797	焼却設備 クレーン	改造	クレーンの改造に伴い老朽化していたホイストも更新している。使事検は“既設扱い”で実施している。	ホイストについては、老朽化に伴い定期的に交換するものであることから、一般産業用工業品と解釈し、設工認の変更内容には記載しない。	1	既設扱い	既設→改造として再検査	添付7
30	部分更新(取付ボルト)	626	スクラバ(焙焼・還元炉、乾燥機系統)	改造	一時撤去復旧に伴い一部取付ボルトを更新している。使事検は“既設扱い”で実施している。	取付ボルトについては、一時撤去/復旧しているが、元の形状のものを新品に交換しているのみであり、設工認の変更内容には影響しない。	1	既設扱い	既設→改造として再検査	
31	アンカー打ち直し	212	溶出槽(1) 溶出槽(2)	改造	盛替え時に既設アンカーを流用できなかった(設工認申請時には既存アンカーを流用する計画であったが、施工時に再使用が困難であることが判明した)ため、アンカーを新規に打設している。使事検は“既設扱い”で実施している。(本体の移設なし)	盛替えに伴い更新したアンカーについては、元の機能に復旧するものであり、設工認の変更内容には影響しない。	2	既設扱い	既設→改造として再検査	
32	〃	213	拔出ボックス(1) 拔出ボックス(2)	変更なし						
33	〃	228	仕上げる過器	変更なし						添付8
34	〃	778	保管棚	変更なし						
35	〃	814	プラスト装置(1)	改造						
36	部分更新(配管)	161,206,217, 719,721,723, 725	配管	改造	一時撤去復旧に伴い一部の配管等を更新したものであり、設工認の変更内容には記載していない。使事検は“改造扱い”で実施している。	盛替えに伴い、一部の配管を交換しているが、元の形状(機能)に復旧するものであり、設工認の変更内容には影響しない。	2	改造	再検査不要(改造で実施済み)	添付9
37	〃	296, 429	配管	改造						
38	〃	806	中和槽	改造				既設扱い		
39	部分更新(蓋)	22,29,35,37	循環貯槽,UO2F2貯槽,液受槽,調液貯槽	改造	{22}循環貯槽、{29}UO2F2貯槽、{35}液受槽、{37}調液貯槽のインターロック検出端改造に伴い蓋も更新したものであり、設工認の変更内容には記載していない。	蓋については、安全機能を有しないものであり、ゴミなどが入らないようにするために念のため設置しているものである。インターロック検出器改造に伴い、樹脂製のものを耐久性の高い金属製のものに交換したものであるが、設工認には抵触しないことから変更内容に記載しない。	3	使事検対象外	再検査不要	添付10
40	部分更新(保温カバー)	28	熱交換器	改造	{28}熱交換器(循環貯槽)、{30}熱交換器(UO2F2貯槽)、{38}熱交換器(調液貯槽)の改造に伴い老朽化した保温カバーも更新したものであり、設工認の変更内容には記載していない。使事検は“改造扱い”で実施している。	保温カバーについては、一回取り外すと再利用が困難であるため、内部機器の改造に伴い、一度取り外した保温カバーは新しいものに更新している。よって、工事に伴う交換として設工認の変更内容には記載しない。	1	改造	再検査不要(改造で実施済み)	
41	〃	30, 38	熱交換器(UO2F2貯槽) 熱交換器(調液貯槽)	改造						添付11
42	部分更新(ポンプ)	92	ポリウレタン(1) ポリウレタン(2)	改造	老朽化等に伴いポンプ等を更新したものであり、設工認の変更内容には記載していない。使事検は“改造扱い”で実施している。	ポンプについては、老朽化にともない交換するものであることから、一般産業用工業品であると解釈し、設工認の変更内容には記載しない。	1	改造	再検査不要(改造で実施済み)	
43	〃	206	酸洗装置	改造						
44	部分更新(破裂板)	99	焙焼還元設備 爆発圧力逃し機構	改造	定期交換品である爆発圧力逃し機構(破裂板)を更新したものであり、設工認の変更内容には記載していない。使事検は“既設扱い”で実施している。	破裂板は消耗品であり、定期的に交換するものであるため、設工認上の改造対象には当たらない。	1	既設扱い	再検査不要(既設扱いで問題ないと判断)	添付12

設工認“変更内容”の記載内容に関する総点検 設工認変更不要案件

【建物】

(補足2-2)

まとめ表 No.	分類	安全機能番号	対象部位	仕様表変更内容	各部位の仕様表	抽出案件内容	設工認を変更しない理由等について	理由No.	現在の検査状況	検査上の対応策	添付番号
1	追加検査	{837} 工場棟 成型工場	鉄扉 (SD110, 129, 330)	記載なし	既設	当該鉄扉は既設残置であり、設工認の記載内容に問題はないが、使用前事業者検査において、当該鉄扉に対する既設検査が実施されていない。	既設検査の追加であり、設工認の記載内容に影響しない。	4	既設検査 実施なし	既設として 追加検査	-
2	〃	{851} 付属建物 (除染室・ 分析室)	壁 (コンクリート ブロック)	記載なし	既設	当該コンクリートブロック (CB) 壁は既設残置であり、設工認の記載内容に問題はないが、使用前事業者検査において、当該壁に対する既設検査が実施されていない。					
3	〃	{833} 工場棟 転換工場	屋根 (亜鉛めっき鋼板)	記載なし	既設	当該屋根 (亜鉛めっき鋼板) は既設残置であり、設工認の記載内容に問題はないが、使用前事業者検査において、当該屋根に対する既設検査が実施されていない。					
4	〃	{837} 工場棟 成型工場									
5	〃	{851} 付属建物 (除染室・ 分析室)									
6	盛替	{833} 工場棟 転換工場	ラスモルタル壁	記載なし	既設	防護ネット新設に伴う盛替え工事の中で、ラスモルタル壁を一時撤去／復旧している。 使事検は“既設扱い”で実施している。	盛替えに伴い一時撤去／復旧しているが、元の機能を復旧したものであり、設工認の変更内容には影響しない。	2	使事検 (既設) 実施済	改造として 再検査	添付建1
7	自火報再設置	{900} 自動火災報知 設備 火災感知設備	工場棟 転換工場 (1か所)	復旧、撤去、改造について記載あり	撤去及び 改造*	転換工場・機械室2階の自動火災報知機を使事検実施後に撤去／復旧していることが判明したため、使事検の再検査が必要。	使事検の再検査であり、設工認の記載内容に影響しない。	4	使事検実 施済み	〃	-
8	-	{833} 工場棟 転換工場	屋根 (ガルバリウム鋼板)	記載あり	新設	転換工場3階に追設した折板は、今回の耐震改修工事以前に設置されていたものであるが、新規制基準対応として耐竜巻、火災防護の機能を持つ設備として、今回、追設補強として申請している。	現状の設工認の記載で問題ないことを再確認するものであり、変更は不要。	5	使事検実 施済み	-	添付建2

*：各部位の仕様表ではなく、設工認の「変更区分」の記載を示す。

設工認”変更内容”の記載内容に関する総点検結果

補足資料-2 添付 1

設工認名称：ペレット構内運搬容器		
分類：変更内容に関する記載		
仕様表の記載		
表へ設-15 ペレット構内運搬容器 仕様表 (1/2)		
事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {578} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレット構内運搬容器
設置場所	付属建物 第 3 核燃料倉庫 前室	
機器名	UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレット構内運搬容器	
変更内容	改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。	
員数	1 式	
図面上の記載		

設工認変更不要の理由

核的制限値 (厚み制限) を満たす運搬容器となるように改造したものである。この改造は、核的制限値の設定に伴う改造で読み取れる。

設工認”変更内容”の記載内容に関する総点検結果

補足資料-2 添付2

設工認名称：気体廃棄設備(1)排気ダクト・ダンパ（高性能エアフィルタ～排気塔）

分類：部分更新（配管・ダクト）

仕様表の記載

表ト設一気14 気体廃棄設備(1)排気ダクト・ダンパ（高性能エアフィルタ～排気塔）仕様表 (1/6)

許可番号(旧付)	原簿掲載品目(旧付)	原簿掲載品目(平成29年11月1日付)
事業許可との対応	設備・機器名称	608 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) 818 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)
設置場所		(1) 上層棟 配管工事 (2) 上層棟 配管工事 (3) 上層棟 配管工事 (4) 上層棟 配管工事 (5) 上層棟 配管工事 (6) 上層棟 配管工事 (7) 上層棟 配管工事 (8) 上層棟 配管工事 (9) 上層棟 配管工事
		T100 上層棟 配管工事 (11) 上層棟 配管工事 (12) 上層棟 配管工事 (13) 上層棟 配管工事 (14) 上層棟 配管工事 (15) 上層棟 配管工事 (16) 上層棟 配管工事 (17) 上層棟 配管工事 (18) 上層棟 配管工事 (19) 上層棟 配管工事 (20) 上層棟 配管工事
機組名		気体廃棄設備(1) 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔) (1) 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)(フィルタ室室内排気系統) (2) 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)(付帯設備室内排気系統) (3) 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)(原料倉庫室内排気系統) (4) 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)(原料倉庫室内排気系統) (5) 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)(転換加工車室内排気系統) (6) 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔) (8) 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)(転換加工車室内排気系統) (9) 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)(転換加工車室内排気系統) (10) 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)(転換加工車室内排気系統) (11) 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)(転換加工車室内排気系統) (12) 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)(転換加工車室内排気系統)

表ト設一気14 気体廃棄設備(1)排気ダクト・ダンパ（高性能エアフィルタ～排気塔）仕様表 (2/6)

変更内容	
(1) 改造	<ul style="list-style-type: none"> 耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 原料との火災区域確保確保のため、原料建物の遮断防止ダンパの板厚を必要(1.5mm以上)、排気ダクトに防炎材を巻装する。 気密性向上のために、構造上の微小気隙が発生する可能性がある接合部にJIS A 8009に準拠したシーリング工を行う。
(2) 改造	<ul style="list-style-type: none"> 原料建物を通過するダクトのルートを変更区域内に変更する。 耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 原料との火災区域確保確保のため、原料建物の遮断防止ダンパの板厚を必要(1.5mm以上)、排気ダクトに防炎材を巻装する。 気密性向上のために、構造上の微小気隙が発生する可能性がある接合部にJIS A 8009に準拠したシーリング工を行う。
(3) 改造	<ul style="list-style-type: none"> 耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 原料との火災区域確保確保のため、原料建物の遮断防止ダンパの板厚を必要(1.5mm以上)、排気ダクトに防炎材を巻装する。 気密性向上のために、構造上の微小気隙が発生する可能性がある接合部にJIS A 8009に準拠したシーリング工を行う。
(4) 改造	<ul style="list-style-type: none"> 耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 原料との火災区域確保確保のため、原料建物の遮断防止ダンパの板厚を必要(1.5mm以上)、排気ダクトに防炎材を巻装する。 気密性向上のために、構造上の微小気隙が発生する可能性がある接合部にJIS A 8009に準拠したシーリング工を行う。
(5) 改造	<ul style="list-style-type: none"> 耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 原料との火災区域確保確保のため、原料建物の遮断防止ダンパの板厚を必要(1.5mm以上)、排気ダクトに防炎材を巻装する。 気密性向上のために、構造上の微小気隙が発生する可能性がある接合部にJIS A 8009に準拠したシーリング工を行う。
(6) 改造	<ul style="list-style-type: none"> 耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 原料との火災区域確保確保のため、原料建物の遮断防止ダンパの板厚を必要(1.5mm以上)、排気ダクトに防炎材を巻装する。 気密性向上のために、構造上の微小気隙が発生する可能性がある接合部にJIS A 8009に準拠したシーリング工を行う。
(7) 改造	<ul style="list-style-type: none"> 耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 原料との火災区域確保確保のため、原料建物の遮断防止ダンパの板厚を必要(1.5mm以上)、排気ダクトに防炎材を巻装する。 気密性向上のために、構造上の微小気隙が発生する可能性がある接合部にJIS A 8009に準拠したシーリング工を行う。
(8) 改造	<ul style="list-style-type: none"> 耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 原料との火災区域確保確保のため、原料建物の遮断防止ダンパの板厚を必要(1.5mm以上)、排気ダクトに防炎材を巻装する。 気密性向上のために、構造上の微小気隙が発生する可能性がある接合部にJIS A 8009に準拠したシーリング工を行う。
(9) 改造	<ul style="list-style-type: none"> 耐震補強のため、ダクトの支持部を改造する。 原料との火災区域確保確保のため、原料建物の遮断防止ダンパの板厚を必要(1.5mm以上)、排気ダクトに防炎材を巻装する。 気密性向上のために、構造上の微小気隙が発生する可能性がある接合部にJIS A 8009に準拠したシーリング工を行う。

図面上の記載

設工認変更不要の理由

盛替えに伴い、一部の配管を交換しているが、元の形状（機能）に復旧するものであり、設工認の変更内容には影響しない。

設工認”変更内容”の記載内容に関する総点検結果

補足資料-2 添付 3

設工認名称：洗浄残渣沈殿槽

分類：部分更新（ポンプ）

仕様表の記載

表イ設-7 洗浄残渣沈殿槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号（目付） 設備・機器名称	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
		[259] ウラン回収設備（第4系列） 洗浄残渣沈殿槽
		[260] ウラン回収設備（第4系列） 洗浄残渣沈殿槽液位高インターロック
設置場所		(1) 付属建物 シリンダ洗浄棟 沈殿槽室 (2) 付属建物 シリンダ洗浄棟 沈殿槽室
機器名		ウラン回収設備（第4系列） 洗浄残渣沈殿槽 (1) 洗浄残渣沈殿槽(1) (2) 洗浄残渣沈殿槽(2)
変更内容		(1) 改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパンを設置する。 ・ 臨界管理強化のため、ポンプに核的制限値を設定する。 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値（質量制限）を適用する範囲を明確化する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。（*1） (2) 改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。（*1） ・ 臨界管理強化のため、核的制限値（質量制限）を適用する範囲を明確化する。 *1：[260] 洗浄残渣沈殿槽液位高インターロックを新設する。

図面上の記載

設工認変更不要の理由

ポンプについては、老朽化にともない交換するものであることから、一般産業用工業品であると解釈し、設工認の変更内容には記載しない。

設工認”変更内容”の記載内容に関する総点検結果

補足資料-2 添付 4

設工認名称：遠心分離機(固液分離用)

分類：部分更新（シュート部）

仕様表の記載

表イ設-15 遠心分離機(固液分離用) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{54} 固液分離設備 遠心分離機(固液分離用)
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		固液分離設備 遠心分離機(固液分離用) (1) 遠心分離機(固液分離用)(1) (2) 遠心分離機(固液分離用)(2)
変更内容		(1) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、遠心分離機及びポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 (2) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、遠心分離機及びポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。

図面上の記載

設工認変更不要の理由

シュート部については、本体改造の際に、一時撤去したが、復旧の際新品に交換した。配管工事の一環として読み取れることから、設工認の変更内容には影響しない。

設工認”変更内容”の記載内容に関する総点検結果

補足資料-2 添付 5

設工認名称：ドラム缶用廃棄物プレス		
分類：部分更新（パネル）		
仕様表の記載		
表ト設一固 11 ドラム缶用廃棄物プレス 仕様表 (1/2)		
事業許可との 対応	許可番号（日付） 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付） {804} 固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備） ドラム缶用廃棄物プレス
設置場所	放射線管理棟 廃棄物缶詰室	
機器名	固体廃棄物処理設備 ドラム缶用廃棄物プレス	
変更内容	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震補強のため、据付部を改造する。 ・ 火災対策のため、油圧ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 </div>	
図面上の記載		

設工認変更不要の理由

パネルについては、樹脂製であり汚れなどの劣化が進むため、定期的に交換するものであることから、一般産業用工業品として解釈し、今後も設工認の変更内容には記載しない。

設工認”変更内容”の記載内容に関する総点検結果

補足資料-2 添付 6

設工認名称：気体廃棄設備（1）高性能エアフィルタ（1）

分類：変更内容に関する記載不備

仕様表の記載

表ト設-気7 気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
		{608} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {611} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 高性能エアフィルタ
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 機械室 (2) 工場棟 転換工場 機械室
機器名		気体廃棄設備(1) 高性能エアフィルタ (1) 高性能エアフィルタ(付帯設備室内排気系統) (2) 高性能エアフィルタ(廃棄物処理室内排気系統(1))
変更内容		(1) 改造 ・ 火災対策のため、フィルタに金属カバーを設置する。 (2) 改造 ・ 火災対策のため、フィルタに金属カバーを設置する。 ・ 耐震補強のため、架台を撤去、新設する。
員数		1 式 (1) 2 個 [891、892]

図面上の記載

設工認変更不要の理由

金属カバーの設置のため架台側も改造したものであり、金属カバーの改造の一環として設工認の変更内容には影響しない。

設工認”変更内容”の記載内容に関する総点検結果

補足資料-2 添付 7

設工認名称：焼却設備 クレーン

分類：部分更新（ホイスト）

仕様表の記載

表ト設-固3 クレーン 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
		[797] 固体廃棄物の廃棄設備 (焼却設備) クレーン
設置場所		(1) 付属建物 第 1 廃棄物処理所 廃棄物処理室 (2) 付属建物 第 1 廃棄物処理所 廃棄物処理室 (3) 付属建物 第 1 廃棄物処理所 廃棄物処理室
機器名		焼却設備 クレーン (1) クレーン (1) (2) クレーン (2) (3) クレーン (3)
変更内容		(1) 改造 ・ 建物の耐震性向上に係る工事に伴って干渉する部材を撤去する。 (2) 改造 ・ 設備保全のため不要な部材を撤去する。 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (3) 改造 ・ 建物の耐震性向上に係る工事に伴って干渉する部材を撤去する。 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。

図面上の記載

設工認変更不要の理由

ホイストについては、老朽化に伴い定期的に交換するものであることから、一般産業用工業品と解釈し、設工認の変更内容には記載しない。

設工認”変更内容”の記載内容に関する総点検結果

補足資料-2 添付 8

設工認名称：仕上げろ過器

分類：アンカー打ち直し

仕様表の記載

表イ設-109 仕上げろ過器 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{228} ウラン回収設備 (第 2 系列) 仕上げろ過器
設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	ウラン回収設備 (第 2 系列) 仕上げろ過器	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	

図面上の記載

設工認変更不要の理由

盛替えに伴い更新したアンカーについては、元の機能に復旧するものであり、設工認の変更内容には影響しない。

設工認”変更内容”の記載内容に関する総点検結果

補足資料-2 添付 9

設工認名称：配管

分類：部分更新（配管）

仕様表の記載

表イ設-69 溶解槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号（日付） 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付） {161} ウラン回収設備（第 1 系列） 溶解槽 {164} ウラン回収設備（第 1 系列） 溶解槽比重高インターロック {165} ウラン回収設備（第 1 系列） 溶解槽液位高インターロック
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	ウラン回収設備（第 1 系列） 溶解槽	
変更内容	改造 ・ 臨界管理強化及び閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。（*1） ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 *1：{164}溶解槽比重高インターロック、{165}溶解槽液位高インターロックを新設する。	
員数	1 基	

図面上の記載

設工認変更不要の理由

盛替えに伴い、一部の配管を交換しているが、元の形状（機能）に復旧するものであり、設工認の変更内容には影響しない。

設工認”変更内容”の記載内容に関する総点検結果

補足資料-2 添付 10

設工認名称：調液貯槽

分類：部分更新（蓋）

仕様表の記載

表イ設-6 調液貯槽 仕様表 (1/3)

事業許可上の 対応	許可番号（付付）	船渠規程第171011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	
設置場所		(37) 1F:蒸発・加水分解設備 調液貯槽
		(39) 1F:蒸発・加水分解設備 調液貯槽直位高インターロック
		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室
		(2) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		1F:蒸発・加水分解設備 調液貯槽
		(1) 調液貯槽(1)-A
		(2) 調液貯槽(1)-B
		(3) 調液貯槽(2)-A
変更内容		(4) 調液貯槽(2)-B
		(1) 改造 ・ 耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、排気ダクトに閉止弁を設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。（※1） ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ 臨界管理強化のため、ポンプに核的制限値を設定する。
		(2) 改造 ・ 耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、排気ダクトに閉止弁を設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。（※1）
		(3) 改造 ・ 耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、排気ダクトに閉止弁を設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。（※1）
	(4) 改造 ・ 耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、排気ダクトに閉止弁を設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。（※1） ・ 他設備の補強干渉回避のため、ポンプの配置を見直す。 ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ 臨界管理強化のため、ポンプに核的制限値を設定する。 ※1：(39)調液貯槽直位高インターロックを新設する。	

設工認変更不要の理由

蓋については、安全機能を有しないものであり、ゴミなどが入らないようにするために念のため設置しているものである。インターロック検出器改造に伴い、樹脂製のものを耐久性の高い金属製のものに交換したものであるが、設工認には抵触しないことから変更内容に記載しない。

設工認”変更内容”の記載内容に関する総点検結果

補足資料-2 添付 11

設工認名称：熱交換器(UO2F2 貯槽)		
分類：部分更新（保温カバー）		
仕様表の記載		
表イ設-2 熱交換器(UO ₂ F ₂ 貯槽) 仕様表 (1/2)		
事業許可との 対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) (30) UF ₆ 蒸発・加水分解設備 熱交換器
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		UF ₆ 蒸発・加水分解設備 熱交換器(UO ₂ F ₂ 貯槽) (1) 熱交換器(UO ₂ F ₂ 貯槽) (1) (2) 熱交換器(UO ₂ F ₂ 貯槽) (2)
変更内容		(1) 改造 ・ 設備保全のため、既存設備を撤去し、新設する。 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。

図面上の記載



設工認変更不要の理由

保温カバーについては、一回取り外すと再利用が困難であるため、内部機器の改造に伴い、一度取り外した保温カバーは新しいものに更新している。よって、工事に伴う交換として設工認の変更内容には記載しない。

設工認”変更内容”の記載内容に関する総点検結果

補足資料-2 添付 12

設工認名称：ロータリーキルン（焙焼還元設備 爆発圧力逃し機構（破裂板））

分類：部分更新（破裂板）

仕様表の記載

表イ設-37 ロータリーキルン 仕様表（1/4）

許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
設備・機器名称	(94) 焙焼還元設備 ロータリーキルン (96) 焙焼還元設備 フードボックス（ロータリーキルン） (99) 焙焼還元設備 爆発圧力逃し機構 (100) 焙焼還元設備 ロータリーキルン温度低圧インターロック (101) 焙焼還元設備 ロータリーキルン内圧力低圧インターロック (102) 焙焼還元設備 燃焼チャンバ失火インターロック (103) 焙焼還元設備 ロータリーキルン過加熱防止インターロック (104) 焙焼還元設備 水素漏えい検知インターロック (105) 焙焼還元設備 地震インターロック
設置場所	(1) 工場棟 転機工場 転機加工室 (2) 工場棟 転機工場 転機加工室 *104 水素漏えい検知インターロック作動時の水素ガス遮断弁は屋外に設置 *105 地震インターロック作動時の屋外要素供給弁は屋外に設置
機器名	焙焼還元設備 ロータリーキルン (1) ロータリーキルン(1) (2) ロータリーキルン(2)
変更内容	(1) 改造 ・耐震補強のため部材の追加及び掘付部を改造する。 ・臨界管理強化及び大規模爆発対策のためインターロックを新設、改造する。(※1) ・大規模対策のため、ロータリーキルン減速機にオイルパンを設置する。 ・耐震補強のためテール側フードボックスを改造する。 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 (2) 改造 ・耐震補強のため部材の追加及び掘付部を改造する。 ・臨界管理強化及び大規模爆発対策のためインターロックを新設、改造する。(※1) ・大規模対策のため、ロータリーキルン減速機にオイルパンを設置する。 ・耐震補強のためテール側フードボックスを改造する。 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ※1: (100) ロータリーキルン温度低圧インターロック、(101) ロータリーキルン内圧力低圧インターロック、(103) ロータリーキルン過加熱防止インターロックを改造する。(102) 燃焼チャンバ失火インターロック、(104) 水素漏えい検知インターロック、(105) 地震インターロックを新設する。

図面上の記載

設工認変更不要の理由

破裂板は消耗品であり、定期的に変換するものであるため、設工認上の改造対象には当たらない。

設工認”変更内容”の記載内容に関する総点検結果

補足資料-2 添付建 1

設工認名称：転換工場 ラスモルタル壁

分類：盛替

仕様表の記載

図面上の記載

防護ネット新設に伴う盛替え工事の中で、ラスモルタル壁を一時撤去／復旧している。

設工認変更不要の理由

盛替えに伴い一時撤去／復旧しているが、元の機能を復旧したものであり、設工認の変更内容には影響しない。

設工認”変更内容”の記載内容に関する総点検結果

補足資料-2 添付建 2

設工認名称：転換工場 屋根（ガルバリウム鋼板）

分類：－

仕様表の記載

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (2/18)

変更内容	改造
	1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う 1-2. 耐震性能向上のために以下の補強を行う ・折板設置補強 F1 電巻屋根に対し、屋根の損傷防止のために工場棟転換工場本体及び前室の屋根の既存折板に折板を設置し、既存折板を補強する。

図面上の記載

転換工場 3 階に追設した折板は、今回の耐震改修工事以前に設置されていたものであるが、新規制基準対応として耐竜巻、火災防護の機能を持つ設備として、今回、追設補強として申請している。

設工認変更不要の理由

現状の設工認の記載で問題ないことを再確認するものであり、変更は不要。